

**市・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件に
該当しなくなったことの届出書**

令和 年 月 日

(あて先) 志布志市長

申 請 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称	⑩		
	特別徴収指定番号	電話番号	()	
特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことについて、志布志市税条例第 46 条の 4 の規定により届け出します。				
この届出書を提出する日における給与の支払を受ける者の人数	常時勤務者	人		
	臨時勤務者	人		
備 考				

【留意事項】

- ◆ この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が失われることとなります。
※ 給与の支払を受ける者が常時 10 人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、あらためて申請が必要となります。
- ◆ この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月 10 にまでに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくこととなります。
(例) この届出書を提出した日が 3 月の場合

12～2 月特別徴収分	⇒	4 月 10 日
3 月特別徴収分	⇒	4 月 10 日
4～5 月特別徴収分	⇒	翌月 10 日まで

※	電算処理	納 入 書	台 帳	その他参考となる事項
市 処 理 欄				

「※」欄は記入しないでください。